

【回数券の有効期限延長に関する規約】

〈対象〉

ご懐妊、出産、病気、怪我などに伴い、スタジオに通えない、またはヨガ実習が不可能な方で公的書類（母子手帳、診断書）の提出が可能な場合。

〈手続き〉

- 1、上記〈対象〉となったら出来るだけ早めにスタジオに連絡
- 2、連絡をいただいた日付にてお手持ちの回数券を凍結
- 3、回復後、公的書類持参でスタジオにお越し頂き新有効期限を起算

〈起算方法〉

- 1、凍結：連絡をいただいた日（※1 もしくは出産日）から、お手持ちの有効期限までを週単位で換算。

2、解冻：

(1) 病気、怪我の場合

回復後、スタジオにいらした際、診断書の完治日に、1で換算した週数を加算し新しい有効期限を起算。

（注意）完治日後の自宅療養期間などは、いかなるご事情でも、ご自身の意思でヨガを再開されなかったものとして対処させていただきます。

(2) ご懐妊の場合

マタニティヨガに初参加された日に、1で換算した週数を加算し新しい有効期限を起算。

（注意）ご懐妊後、マタニティヨガに参加されない方、期間に関してはこの延長システムの対象ではありません。

(3) ご出産の場合

当スタジオのマタニティヨガに参加されていた方で、出産から産後の期間を経て、産後ヨガに初参加された日に、1で換算した週数（※1）を加算し新しい有効期限を起算。

（注意）出産前、ヨガをされない期間に関してはこの延長システムの対象ではありません。

[例]

- ・お手持ちの回数券の有効期限：2009/9/15 (1)
- ・ご事情を連絡いただいた日、もしくは出産日、：2009/7/15 (2)
- ・(2) から (1) までの週数＝有効期限の残週数：8 週間 (端数切り捨て)
- ・診断書にある完治日 もしくは、マタニティヨガ、産後ヨガ初参加日：2009/10/15 (3)
- ・新有効期限：(3) に 8 週間を加算した日付：2009/12/10

※すでに有効期限が切れている回数券、もしくは残りが 1 週間を切るもの場合、
対象にはなりません。

※診断書の代わりに、治療費レシートや領収書などをご持参いただいても対処
しかねますので予めご了承ください。

(株) クリパル・ジャパン